



妊娠したら

産婦人科・助産院で妊娠がわかったら

こども家庭センターで手続きしてください。

問合先 こども家庭センター
(健康づくり課母子保健担当)

所在地 市役所アトレ庁舎1階(本町5-6-1)

電話番号 ☎627-4115



妊娠したら

母子健康手帳、妊婦・産婦健康診査受診票の交付

受付 要予約

持ち物 妊娠届出書
(医師・助産師
による証明)、
届出書にある持ち物



※母子健康手帳交付時に妊婦・産婦健康診査受診票を交付します。委託医療機関で受診票を提出することで、妊婦・産婦健康診査の費用助成が受けられます。

RSウイルス母子免疫ワクチン

RSウイルス感染症はRSウイルスの感染による呼吸器の感染症です。2歳までにほぼ100%の子どもたちが感染し、特に生後6か月未満で感染すると気管支炎や肺炎など重症化しやすいと言われています。妊娠

中に接種することで、抗体がお母さんの体から赤ちゃんに移行し、生後6か月間の最もリスクが高い時期にRSウイルス感染症の重症化を予防することができます。

対象者

焼津市に住所を有し、妊娠
28週0日～36週6日の方



妊婦健康診査費償還払給付

里帰り出産など、県外の医療機関を受診する際は、妊婦健康診査受診票を使用できないため、償還払いの手続きが必要です。

対象者

焼津市に住所を有し、静岡県外の医療機関で、妊婦健康診査および超音波検査・血液検査・血算検査・GBS検査を受けた方

✓ 申請に必要なもの

- ☒ 妊婦健康診査費給付申請書兼請求書(第3号様式)
- ☒ 妊婦健康診査を受けた医療機関発行の領収書・明細書とコピー
※領収書・明細書はコピーを提出していただき、原本は申請済と押印しお返しします。
- ☒ 妊婦健康診査の検査内容がわかるもの(診療内容明細書など)
- ☒ 母子健康手帳
- ☒ 未使用の妊婦健康診査受診票(焼津市で発行したもの)
- ☒ 印鑑



子育てプチ情報

「しずおか子育て優待カード」をお持ちですか？

18歳未満の子どもを連れた保護者の方や妊娠中の方が、「子育て優待カード」を協賛店舗・施設へ提示すると、「応援サービス」を受けることができます。

※サービスの内容は、店舗・施設によって異なります。ご入用の方は子育て支援課窓口へ！

協賛店舗・施設やアプリ版の詳細は県HPをご覧ください



※助成の対象となる健
診や助成額、申請方法
等はホームページを
ご確認ください。



申請期間 出産（流産または死産を含む）日
の翌日から6か月未満

申請先 こども家庭センター
（健康づくり課母子保健担当）

妊婦支援給付金（出産応援金）

妊娠届出時、アンケートと面談を実施し、
申請により給付金5万円を支給します。

伴走型相談支援

妊娠届出時、妊娠8か月頃、乳児家庭全戸訪
問（こんにちは赤ちゃん訪問）時、アンケー
トと面談を行います。（妊娠8か月頃につい
ては、郵送にてお知らせします。）

低所得の妊婦に対する初回産 科受診料助成



対象者

医療機関を受診した日に焼津市に住民票があ
り、住民税非課税世帯または生活保護世帯に
属する方で、次の条件すべてに当てはまる方。

- 市販の妊娠検査薬により、妊娠に関する
陽性又は陽性の疑いが確認された方
- 妊娠判定のために産科医療機関を受診した方

広 告

※初めての受診が給付対象であり、妊娠届
出書を発行した日とは限りません。

- 市が世帯の課税状況及び生活保護の受
給状況を確認することへ同意すること
- 医療機関等の関係機関との情報共有に
同意すること

✓ 申請に必要なもの

- ✓ 初回産科受診料支援事業助成金交付申請
書兼請求書（同一世帯員の署名が必要）
- ✓ 受診した医療機関が発行した領収書及び明細書
- ✓ 住民税非課税世帯または生活保護世帯
であることが確認できる書類
- ✓ 申請者の振込先口座が分かるもの

※助成額、申請方法等は
ホームページをご確
認ください。



申請期間 医療機関を受診した日から6か月以内

申請先 こども家庭センター
（健康づくり課母子保健担当）

妊産婦特定医療費助成



問 健康づくり課 保健医療担当 ☎627-4111

対象者 診療時において、焼津市に居住
し、住民基本台帳に登録されてい
る妊産婦

※重度心身障害者（児）医療費助成、ひとり
親家庭等医療費助成を受けることがで
きる方を除く。



妊娠したら



屋根がきれいになるだけで
大切なお家が見違えるように若返りますよ。

瓦工事全般・屋根葺き替え工事・屋根板金施工
瓦チップ製造販売・神社仏閣瓦工事
カラーベスト・太陽光パネル施工

屋根・雨どい工事の専門店 創業60余年

丸寿瓦工業株式会社

〒425-0092 焼津市越後島203
TEL054-629-1155 FAX054-629-1168

対象疾患

- 妊娠高血圧症候群
 - 妊娠に起因する糖尿病・貧血
 - 切迫流産 ●切迫早産
- ※帝王切開等分娩に係る保険診療分を除く。

✓ 申請に必要なもの

- ✓ ①妊産婦特定医療費助成申請書兼請求書※
- ✓ ②領収書・明細書のコピー
- ✓ ③健康保険の資格が分かるもの(資格確認書など)
- ✓ ④振込口座の通帳
- ✓ ⑤高額療養費等給付状況確認書(高額療養費の支給対象となる場合等)
- ✓ ⑥印鑑(スタンプ式不可)

※妊産婦特定医療費助成申請書兼請求書には、医療機関の証明欄があり、証明には費用(自費)がかかります。その場合、助成額よりも証明にかかる費用が大きくなる場合がありますので、証明の費用額を医療機関にご確認のうえ申請されるかどうかご判断ください。

給付額

医療費から以下のものを除く額を給付します
(1)健康保険から給付される高額療養費および付加給付金

(2)その他、国又は地方公共団体から給付を受けることができるときは、その額

申請方法等

ホームページ
でご確認ください。



申請期間

医療費の支払いが終わった日の翌日から1年以内

申請先

健康づくり課保健医療担当
(市役所アトレ庁舎1階)

産前産後期間の国民健康保険税免除

問 国保年金課

☎626-1113

対象者

次のすべての条件を満たす方

- 国民健康保険に加入している。
- 妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合を含む)

申請期間

出産予定日の6か月前から
※出産後の届出も可能

どこで

国保年金課(市役所本庁舎2階)
大井川市民サービスセンター
(市役所大井川庁舎1階)

免除期間

単胎の場合は出産予定日または
出産月の前月から4か月間。多胎
の場合は出産予定日または出産
月の3か月前から6か月間

免除額

対象者の免除期間の所得割額と
均等割額の全額

申請に必要なもの

- 身分証明書
- 出産予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認できる書類(母子健康手帳など)
- 母子の関係がわかる書類(出産後に届出を行う場合)
- 委任状(別世帯の方が代理で届出を行う場合)

産前産後期間の国民年金保険料免除

問 国保年金課

☎626-1114

対象者

次のすべての条件を満たす方

- 国民年金第1号被保険者である。
- 妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合を含む)

申請期間

出産予定日の6か月前から
※出産後の届出も可能

どこで

国保年金課(市役所本庁舎2階)
大井川市民サービスセンター
(市役所大井川庁舎1階)

免除期間

単胎の場合は出産予定日または
出産月の前月から4か月間。多胎
の場合は出産予定日または出産
月の3か月前から6か月間

申請に必要なもの

- マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類
- 出産予定日、単胎妊娠又は多胎妊娠を確認できる書類(母子健康手帳など)
- 委任状(別世帯の方が代理で届出を行う場合)